

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項

発令 : 平成28年2月29日国土交通省告示第432号

最終改正 : 令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

[平成二十八年二月二十九日国土交通省告示第四百三十二号]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則〔現行=建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則=令和五年九月国交令七五号により題名改正〕（平成二十八年国土交通省令第五号）第十七条〔現行=四五条=平成二八年一月国交令八〇号により改正〕第四号の規定に基づき、登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「規則」という。）第四十五条第四号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	事項
規則第四十五条第三号イの科目	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の概要の解説
規則第四十五条第三号ロの科目	建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法及び建築物エネルギー消費性能基準の解説
規則第四十五条第三号ハの科目	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量並びに同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法その他の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う者として必要な知識及び技術の習得のための演習に関する事項

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔平成二七年七月法律第五十三号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔平成二九年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成二八年一月二日国土交通省告示第一四三三号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔令和五年九月二五日国土交通省告示第九七二号〕

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。